

御中(信販会社等名)

支払停止のお申出の内容に関する書面

本書面のご記入日 平成 年 月 日
 信販会社等へのお申出日 平成 年 月 日(すでに電話等でお申出の場合)

フリガナ		生年月日	大正 ・ 昭和	年	月	日
氏名	(印)					
住所	〒					
会員番号 (契約番号)		連絡先の 電話番号	自宅 勤務先 携帯	() () ()	(会社名)	()

会員番号は、お送りした請求書などをご参照ください。なお、会員番号が不明の場合は空欄でも結構です。また、連絡先は、ご連絡の際都合の良いものをご記入ください。

下記のご記入欄には、お手元の「クレジットのお申込みの内容」や「請求書」などをご参照の上、お分かりになる範囲でできるだけ詳しくご記入ください。

1. ご契約の内容について

取扱店名 (販売業者・役務提供事業者)		支店・営業所	販売 担当者名
所在地			
商品名 役務名		メーカー・型式 役務の内容	
お買上金額		お買上日(申込日)	年 月 日

商品(権利)の販売や役務の提供が複数の取扱店によりおこなわれているときは、下記3の「その他記入欄」にご記入ください。

お買上金額欄には、商品(権利)と役務の合計金額をご記入ください。

2. お申出の内容について(該当する番号や個所を全て印で囲んでください。)

申込みの きっかけ	1. 自宅に販売員の訪問を受けた。 2. チラシを見て自らお店を訪問したとき、店員に商品等の購入を勧められた。 3. 電話による勧誘を受けた。 4. その他()
申込場所	店舗・自宅・展示場・職場・その他()

お申出の内容

- 商品(権利)の(全部・一部)を引き渡しをしてくれない。
- 役務の(全部・一部)の提供をしてくれない。
- 商品(権利)や役務は提供されたが、約束の期日に遅れたため役に立たなかった。
- 商品に欠陥(瑕疵)があるのに対応してくれない。
- クーリング・オフ、中途解約に応じてくれない。
- 商品(権利)や役務が見本・カタログ等と異なっている。
- 商品(権利)の販売の条件となっている役務を提供してくれない。
- そもそも契約した覚えがない。
- その他()

3. 取扱店(販売業者・役務提供事業者)との交渉状況経緯、その他記入欄

連絡日		受付者名	
交渉内容	記入しきれない場合は、別紙可		
その他記入欄	記入しきれない場合は、別紙可		

交渉内容欄には、交渉日時、取扱担当者及び申出の内容について、できるだけ詳細にご記入ください。

その他記入欄には、具体的な商品の瑕疵(かし)等の例を詳しくご記入ください。

なお、取扱店から交付された書面・資料等がある場合には、その写し(コピー)を添付してください。

支払停止のお申出の内容に関する書面

（信販会社提出用）

ご契約者のお客
様氏名を記入く
ださい

面のご記入日 平成 年 月 日
信販会社等へのお申出日 平成 年 月 日（すでに電話等でお申出の場合）

フリガナ	しんばん はなこ	生年月日	大正 31年10月10日 昭和
氏名	信販 花子 (印)	自宅	03(3733)xxxx
住所	〒101-0042 東京都千代田区神田5-5-15	勤務先	03(3733)xxxx (会社名) 商事xx課
会員番号 (契約番号)	1234-5678-90	携帯	03(3733)xxxx

内線番号がある
場合は、内線番号
もご記入ください

カードの場合はカ
ード会員番号をご
記入ください

は、お送りした請求書などをご参照ください。なお、会員番号が不明の場合は空欄でも結構です。また、連絡先は、
際都合の良いものをご記入ください。

記のご記入欄には、お手元の「クレジットのお申込みの内容」や「請求書」などをご参照の上、
お分かりになる範囲でできるだけ詳しくご記入ください。

販売担当者名もフルネ
ームでご記入ください

1. ご契約の内容について

取扱店名 (販売業者・役務提供事業者)	販売株式会社	神田 支店・営業所	太郎
所在地	〒105-0023 東京都 区 町4-19-2 TEL 03(3511)xxxx		
商品名 役務名	冷蔵庫400リットル x美顔コース	メーカー・型式 役務の内容	JT400 美顔
お買上金額	¥ 118,900円	お買上日(申込日)	平成xx年xx月xx日

(上段)商品の場合 (下段)役務の場合
利)の販売や役務の提供が複数の取扱店によりおこなわれているときは、下記3 の「その他記入欄」にご記入く
額欄には、商品（権利）と役務の合計金額をご記入ください。

2. お申出の内容について（該当する番号や個所を全て 印で囲んでください。）

申込みの きっかけ	1. 自宅に販売員の訪問を受けた。 2. チラシを見て自らお店を訪問したとき、店員に商品等の購入を勧められた。 3. 電話による勧誘を受けた。 4. その他 ()
申込場所	店舗・自宅・展示場・職場・その他 ()

- お申出の内容
- 商品（権利）の（全部・一部）を引き渡しをしてくれない。
 - 役務の（全部・一部）の提供をしてくれない。
 - 商品（権利）や役務は提供されたが、約束の期日に遅れたため役に立たなかった。
 - 商品に欠陥（瑕疵）があるのに対応してくれない。
 - クーリング・オフ、中途解約に応じてくれない。
 - 商品（権利）や役務が見本・カタログ等と異なっている。
 - 商品（権利）の販売の条件となっている役務を提供してくれない。
 - そもそも契約した覚えがない。
 - その他 ()

3. 取扱店（販売業者・役務提供事業者）との交渉状況経緯、その他記入欄

連絡日	平成xx年xx月xx日	受付者名	xx 次郎
交渉内容	(例) 月 日、販売店の担当者 太郎氏に購入商品に欠陥があるので、交換をしてくれるよ う申し出たがまったく対応してくれない。 記入しきれない場合は、別紙可		
その他記入欄	(例) 日頃、購入した冷蔵庫の温度が下がらず、氷もできないので、神田支店の 太郎氏に 連絡すると、直ぐに点検に伺うとの返事であった。しかし、何日たっても自宅に点検・調査に来 ない。 記入しきれない場合は、別紙可		

交渉内容欄には、交渉日時、取扱担当者及び申出の内容について、できるだけ詳細にご記入ください。

その他記入欄には、具体的な商品の瑕疵（かし）等の例を詳しくご記入ください。

なお、取扱店から交付された書面・資料等がある場合には、その写し（コピー）を添付してください。

支払停止の抗弁に関する手続きについて(ご案内)

1. 支払い停止の抗弁って何？

購入された商品（権利）や役務などに次のような問題があるときは、お客様は、信販・クレジット会社等（以下「信販会社等」という。）からの代金請求に対し、その支払を停止することができます。

購入された商品などに以下のような問題があるときは、その商品のクレジット代金についてのお支払いを停止することができる場合があります。

- 商品の引渡しや役務の提供をしてくれない。
- 商品に欠陥（瑕疵）がある。
- 役務の提供内容に問題がある。
- 見本・カタログ等と現物・役務内容が違う。
- 商品の販売条件となっている役務を提供してくれない。
- その他契約内容等に問題がある。

ただし、次のいずれかに該当するときは、お支払いの停止をすることはできません。

- 支払回数が3回未満のとき。
- その商品の購入が商行為であるとき。（但し、業務提供誘引販売個人契約にあたる場合を除きます。）
- 現金販売価格に分割払い手数料を加えた金額が4万円未満のとき（リボルビング払いの場合は現金販売価格が3万8千円未満のとき）。
- 購入された商品が割賦販売法に定める指定商品（指定権利・指定役務）でないとき。
- お客様の支払いの停止が信義に反するとき。

前掲の書面は、支払を停止する旨のお申出に際し、お申出の内容の確認のために信販会社等に提出していただくものです。お申出される前に以下の事項をご確認ください。

1. 購入された商品（権利）や役務などに問題があるときは、支払いの停止を申出る前に、まず取扱店（販売事業者・役務提供事業者等）に連絡し問題の解決（商品の引渡し、修理・交換、サービスの提供など）を図るよう交渉してください。
2. 取扱店（販売事業者・役務提供事業者等）と連絡がとれなかったり、連絡がとれても問題が解決しなかったときには、クレジットのお申込をされた信販会社等宛に書面でお申出ください。なお、事前に電話で連絡されるとより確実です。（支払停止のお申出の内容に関する書面：上記参照）
3. 支払停止の申出を受けた信販会社等は、支払停止事由に該当する場合は、お客様に対するクレジット代金の請求の停止等必要な手続きをいたします。その際、信販会社等が、申出の内容についてお客様や取扱店（販売事業者・役務提供事業者等）にお問い合わせする場合もございますので、ご協力をいただきますようお願いいたします。

金融機関の口座振替をご利用の場合には、振替停止の事務手続きが間に合わない場合など、代金の引落しをさせていただく場合があります。この場合には、速やかにご連絡をさしあげるとともに、後日お申出が正当であることが認められた場合には、お申出の時から支払請求を停止したものととしてご精算いたしますのでご了承ください。

「支払停止のお申出の内容に関する書面」は、信販会社等の支店・営業所窓口に備えておりますので、申出される信販会社等より、書面をお取寄せ、必要事項をご記入のうえ、必ず郵便の方法により、申出される信販会社等へご提示ください。

なお、当協会に「支払停止のお申出の内容に関する書面」をご送付いただいても、当協会では支払い停止の申出の手続きはできませんので、あしからずご了承ください。

2・「支払停止のお申出の内容に関する書面」のホームページのプリントアウトによる申出のご注意

当協会では、本ホームページ上に「支払停止のお申出の内容に関する書面」のフォームを掲示しております。お客様の方でこの書面をプリントアウトしていただき、お申出されることもできますが、以下の注意事項をご参照のうえ、お申出いただきますようお願いいたします。

1. 郵便の方法により、必ず申出される（ご利用になった）信販会社へご送付ください。
 - 送付される信販会社等〔本社や支店〕の名称・住所は「クレジットのお申込の内容」や「請求書」をご覧ください。
 - 当協会会員会社の住所等に関しましては、本ホームページ「会員会社一覧」から、各社ホームページにリンクされている場合もありますので、ご覧ください。

2. ご送付される場合は、あらかじめ申出される（ご利用になった）信販会社（本社や支店宛）にご通知（電話）のうえ、信販会社の指定される先にご送付いただくことをお勧めいたします。

3. 念のため、ご記入された「支払停止のお申出の内容に関する書面」は、コピー（写し）を保管のうえ、送付先（信販会社等の本社や支店名など）を控えてください。

3・「支払停止のお申出の内容に関する書面」のご記入上のご注意

1. 下記のご記入例を参考に、お手元の「クレジットのお申込の内容」や「請求書」などをご参照の上、お分かりになる範囲でできるだけ詳しくご記入ください。
2. 連絡先の電話番号欄は、後日信販会社等がご連絡する場合の連絡先となります。勤務先へご連絡をご希望の場合は、ご面倒でも会社名、内線などをご記入ください。
3. 下記の書面は、必ずご利用になった信販会社等宛お送りください。（信販会社等の名称・住所は「クレジットのお申込の内容」や「請求書」をご覧ください。）